

吹田市公告第 16 号

吹田市プレミアム付デジタル商品券事業委託業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 8 年 1 月 16 日

吹田市長 後 藤 圭 二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

吹田市プレミアム付デジタル商品券事業委託業務

2 業務場所

吹田市内

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日（金）まで

4 業務内容

別添『吹田市プレミアム付デジタル商品券事業委託業務仕様書』のとおり

5 入札の保証

吹田市財務規則（昭和 39 年規則第 14 号）第 98 条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

6 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更正計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第 1 に掲げる公共法人をいう。）が委託した同様の消費喚起施策に係る業務において、過去 3 年以内に受託した実績を有する者であること。
- (6) ISO27001 認証又はプライバシーマークを取得している者であること。

8 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2) に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申込書（様式 1）
- イ 実績報告書（契約書の写し・仕様書等を添付すること。）（様式 2）
- ウ ISO27001 認証又はプライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し

(3) 申込書等の交付及び受付場所

ア 申込書交付期間

令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 1 月 21 日（水）まで

申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

【ダウンロード方法】

吹田市のホームページ【トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和 7 年度(2025 年度) 一般競争入札(業務委託)一覧>令和 7 年度吹田市プレミアム付デジタル商品券事業委託業務に係る制限付一般競争入札の実施について】からダウンロードする。

イ 申込書等受付期間

令和 8 年 1 月 16 日（金）から令和 8 年 1 月 21 日（水）まで（土・日曜日を除く）

午前 9 時～午後 5 時 30 分（正午～午後 0 時 45 分を除く）

申込書等の提出は、電子メール、持参、郵送いずれでも可とする。

ただし、郵送の場合は配達証明付書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

電子メールの場合は、提出後に電話による到着確認を行うこと。

ウ 受付場所

「22 問合せ先」のとおり。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の結果は、令和8年1月23日（金）までに申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者は、その理由を付して通知する。

(5) その他

- ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、返却しない。
- ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
- オ 期限までに申込書を提出しない者又は入札参加資格が無いと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和8年1月26日（月）午後5時30分まで

イ 提出場所

「22 問合せ先」のとおり。

ウ 提出方法

任意の様式による書面を、電子メール、持参、郵送のいずれかで提出する。

ただし、郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

電子メールの場合は、提出後に電話による到着確認を行うこと。

(2) 説明を求められた場合には、求めた者に対して電子メールにより回答する。

10 仕様内容に係る質問等

(1) 質問受付期間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月21日（水）正午まで

(2) 受付方法

電子メールにより受け付ける。メールアドレスは「22 問合せ先」のとおり
電子メールの件名には『質問（プレミアム付デジタル商品券）事業所名』（例：『質問（プレ
ミアム付デジタル商品券）株式会社●●』）と表記する。

質問書の様式（様式3）はホームページ（8（3）アに記載しているページ）からダウンロ
ードすること。

(3) 回答予定日及び回答方法

令和8年1月27日（火）に、電子メールにより申込者全員に回答予定。

なお、その後、緊急の連絡事項がある場合には入札日の前開庁日である1月29日（木）ま
でに申込者全員に電子メールで連絡する。

11 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和8年1月30日（金）午前10時（時間厳守）

(2) 入札場所

吹田市泉町1-3-40

吹田市役所本庁舎中層棟4階 第3委員会室

12 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。なお、最低制限価格は設定しない。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

(4) 入札の執行に際し、天変地異その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を持参又は郵送（入札開始日時までに必着。配達証明付書留郵便に限る）にて提出するものとする。ただし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

14 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された税込金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込金額を入札書の入札金額に記載すること。入札書の積算内訳には、プレミアム分とそれ以外の課税対象分の経費を記載すること。入札金額と積算内訳の「合計金額」が一致しない場合、合計金額が内訳と一致しない場合、又は金額の記載もある場合は無効とする。

15 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことか判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合でも入札は成立するものとする。

16 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

17 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行なった者のした入札並びに本市入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「8 入札参加資格の確認」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

18 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当したとき
- (3) 入札心得書第 10 条第 12 号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第 13 条第 1 項に定める期間内に契約を締結しないとき

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

20 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

21 その他

入札参加者は、この公告および補足資料のほか、「吹田市財務規則」「物品購入契約等入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

22 問合せ先

〒564-8550

吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号 吹田市地域経済振興室（低層棟 3 階 316 番窓口）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（土日除く）

電話：06-6170-2370（直通） FAX：06-6384-1292

メールアドレス：sanro_s@city.suita.osaka.jp